## 大麻等(違法薬物)に関する注意喚起

最近、大学生や高校生が大麻等(違法薬物)を所持するなど大麻取締法 違反などにより逮捕される事件が相次いで発生し、大学生への大麻汚染が 大きな社会問題となっています。

大麻等の違法薬物は、その「使用(吸引・摂取)」を含め、「所持」や「栽培・製造」或いは「販売」にいたるまで、法律で「厳しく禁止・規制」され、その違法行為は「重大な犯罪」として罰せられます。

大麻等(違法薬物)に関するこれらの行為が「重大な犯罪」として罰せられるのは、「<u>違法薬物の乱用が体を蝕(むしば)み、精神を侵し、通常の社会生活を送れなくなる</u>」とともに、「<u>その依存性が強く、自身の将来を脅</u>かすだけでなく、家族や友人、社会に著しく悪影響を及ぼす」ためです。

学生の皆さんは、大麻等(違法薬物)の乱用の恐ろしさを強く認識し、 佐賀大学の学生としての自覚を常に持ち、責任ある行動をとることを切に 望みます。

平成20年11月26日

佐賀大学副学長 理事(教育・学生担当) 田代 洋 丞





薬物 乱用対策推進本部厚生労働省・警察庁・都道府県 <u>駅麻薬・覚せい</u>剤乱用防止センター

